

(18) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

給 与 費	12,246 千円
-------	-----------

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	212,572 円	鳥取県の例による。 （経営状況を踏まえ令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。）
	高校卒	183,307 円	同上

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	0.725 月分	0.925 月分
	12月期	0.725 月分	0.925 月分
	計	1.450 月分	1.850 月分
	(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。		
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和6年度実績〕			
1 人当たりの平均支給額 1,001,246 円			

区 分		内 訳	
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2 %～20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。 〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給年額 959,007 円		
区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長	61,779 円
		事務局次長	54,068 円
		参事	46,358 円
(注) 経営状況を踏まえ令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月は県職員の給与に関する条例で定める額から7.1%削減。			
〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし			
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族 (子及び配偶者を除く)	6,500 円
		イ 子	11,500 円
		ウ 配偶者	3,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 25,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和6年度実績〕 支給実績なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用 し、又は自動車等 を使用して通勤し ている職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限 150,000 円)にエの額を加算 した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当 たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特 別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐 車場として公署の敷地を利用する場合 に、当該利用に係る1月あたりの職員負 担額が5,000円を超えることとなると任 命権者が認める公署に勤務する職員に支 給(1月当たり1,000円を上限とす る。) (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通 勤手当をともに受けている職員が、公共 交通機関の利用に伴って駐車場を利用 し、駐車料金を負担することを常例とし ている場合に、当該駐車料金に相当する 額を支給(1月当たり3,000円を上限と する。)
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当 たり3往復程度参加することを想定した 通勤手当を支給
		〔令和6年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,800 円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因とし て単身赴任となっ た職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円 から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロ メートル未満の場合は加算なし。	
		〔令和6年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当		備 考
理事長 （非常勤）	50,000 円	なし		理事会の承認を得て理事長が定める額
常務理事	256,300 円	6月期 12月期	0.465 月分 0.465 月分	加算率45％ 経営状況を踏まえ、期末手当について令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.17月削減した支給割合を適用。
非常勤理事	1回につき10,000 円	なし		
非常勤監事	1回につき30,000 円			

[令和6年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
3,480,020 円	1 人	290,002 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
850,000 円	6 人	11,806 円

7 給与制度の変更

（1）変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 212,572 円	大学卒 190,459 円	県の制度に準じた改正
	高校卒 183,307 円	高校卒 160,817 円	
期末手当 勤勉手当	6月 期末 0.725月分 12月 勤勉 0.925月分 6月 期末 0.725月分 12月 勤勉 0.925月分	6月 期末 0.700月分 12月 勤勉 0.875月分 6月 期末 0.750月分 12月 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族 （子及び配偶者を除く） 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養 親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算 エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度）） エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	県の制度に準じた改正
常務理事 期末手当	6月 0.465月分 12月 0.465月分	6月 0.440月分 12月 0.490月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和6年4月1日（給料表、初任給月額） 令和7年4月1日（期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）			